

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 たすけあい資金の償還金支払猶予規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）たすけあい資金の償還金支払猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (支払猶予の条件)

第2条 社協会長は、借受人が借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し、償還金の支払いを猶予することができる。

## (支払猶予の期間)

第3条 償還金の支払を猶予する期間は、原則として1年以内とする。

## (支払猶予の手続き等)

第4条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、猶予後の償還期限、その他社協会長が必要と認める事項を記載した申請書（様式1号）を、担当民生委員を通じ、社協会長に提出するものとする。

2 担当民生委員は、支払猶予申請書を受け付けたときは、必要な調査を行い、意見を添えて、社協会長に送付しなければならない。

3 社協会長は、申請書を受け付けたときは、記載内容を審査し、償還状況調書（様式2号）を作成のうえ、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会たすけあい資金運営委員会の意見を聞いて償還金の支払いを猶予するかどうかを決定するものとする。

4 社協会長は、支払いの猶予を認める旨の決定したときは、支払いを猶予した期間及び当該支払猶予により変更した償還期限、その他社協会長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を担当民生委員を通じて、当該借受人に交付するものとする。

5 社協会長は、支払いの猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払い猶予不承認通知書を担当民生委員を通じて、当該借受人に送付するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

(様式1号)

## たすけあい資金償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

借受人 住 所

氏 名

印

五城目町社会福祉協議会長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	希望猶予 期 間	箇月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	一括 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			
担当民生委員 の調査意見				
上記のとおり支払猶予申請に関し、意見を添えて送付いたします。				
平成 年 月 日				
担当民生委員 印				
五城目町社会福祉協議会長 様				